

鎌倉市教育委員会 令和4年1月定例会会議録

○日時 令和4年(2022年)1月19日(水)
9時30分開会 11時3分閉会

○場所 鎌倉商工会議所 301 会議室

○出席委員 岩岡教育長、下平委員、朝比奈委員、林委員

○傍聴者 3人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 部長報告
- (3) 課長等報告

ア 鎌倉版コミュニティ・スクール設置要綱について

イ 鎌倉市生涯学習センターの管理運営の見直しの取組状況及び今後の対応方針について

ウ 鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館における鎌倉の歴史・文化の価値や魅力の積極的発信に係る取組について

エ 行事予定

(令和4年(2022年)1月19日～令和4年(2022年)2月28日)

日程2 議案第23号

鎌倉市学校整備計画検討協議会条例の制定の申し出について

日程3 議案第24号

市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について

日程4 議案第25号

歴史的風致形式建造物指定の意見について

日程5 議案第26号

鎌倉市生涯学習センター指定管理者選定委員会規則の制定について

日程6 議案第27号

鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例施行規則の制定について

日程7 協議事項

令和4年度全国学力・学習状況調査への参加について

岩岡教育長

定足数に達したので、委員会は成立した。本日、長尾委員から欠席の連絡があり、4名出席ということである。これより1月定例会を開催する。本日の会議録署名委員は林委員に依頼をする。本日の議事日程は手元に配付したとおりである。なお日程の1報告事項イ「鎌倉市生涯学習センターの管理運営の見直しの取組状況及び今後の対応方針について」及び日程の5議案第26号「鎌倉市生涯学習センター指定管理者選定委員会規則の制定について」は、関連する内容であるので一括して報告して説明することとしたいと思うが、異議はないか。

(異議なし)

岩岡教育長

異議なしと認め、日程の1報告事項イ及び日程5議案第26号については、一括して報告説明を行うこととする。

1 報告事項

(1) 教育長報告

岩岡教育長

教育長報告ということで、特にこれまで1ヶ月間の特筆すべき取組等について紹介をすることが多かったのだが、12月、1月は、予算の調整であったり、春の教職員人事に向けたヒアリングであったりと行政的な内部調整が多い。

1点、年頭の挨拶も兼ねて特筆すべきことだと考えていることを紹介したいと思う。近年、鎌倉市教育委員会の現在の様々な挑戦、取組について取材をお願いしたい、講演をお願いしたい、意見交換をしたいという依頼が非常に多い。メディア等にも取り上げられることが増えてきたが、そこで講演等をする度に、多くの皆様の共感をいただくということに気づいている。直近でも、市内であれば鎌倉大船ロータリークラブ、企業であれば絵本館という児童書を発行している出版業者や、神奈川県内の若手市議団の皆様から講演の依頼を受けたり、三菱東京UFJ銀行の鎌倉支店からぜひCSRの一環として鎌倉市の取組を支援したいので教えて欲しいという声掛けを受けた。また、中央省庁ではデジタル庁、経済産業省及び文部科学省等から今の取組状況や様々な思い等について意見交換の依頼がきている。特にデジタル庁がなぜかまくらULTLAプログラムの話が聞きたいのかであるが、この項目は「子どもを主語にした教育政策の実現を図っていきたい」という思いが共通点としてあるように思う。本市の取組、例えばスクールコラボファンドであれば、今の社会ではなく子どもたちが飛び込んでいく社会から逆算した教育というのを実現していきたいという思いで取り組んでいるし、かまくらULTLAプログラムに関しても、今の子ども

たちの特性、考えていること、そういったところに寄り添った教育を実現していきたいという思いから発せられているものである。実は今、政府全体の人材育成の政策形成がそちらの方向に大きく舵を切られている状況にあり、新しい学習指導要領はもちろんだが、子どもたちを主体的、対応的で深い学びに導くということが中心に据えられている。現在、文部科学省には中央教育審議会、経済産業省には産業構造審議会、内閣府には総合科学技術・イノベーション会議というそれぞれの専門家会議がある。その全員が集結し、教育・人材育成ワーキンググループという会議体の中で今後の教育の在り方というのを議論している。先日の中間まとめでは、作成方針の第一として掲げられているのが、子ども目線でデマンドサイドのニーズを重要視した教育政策を作っていこうという整備がされている。そこでデジタル庁がなぜかまくら ULTLA プログラムの話を知りたいと思ったかということ、これまでは統計データがあり、そこから平均値より高いものやインパクトの大きいものの政策を1つ出して、それをおろしていくのだが、それだと子ども一人ひとりのニーズに寄り添えない。だからこそ子ども一人のデータにしっかり着目して、必要な支援を考えるということをデータを使ってやっていきたい。かまくら ULTLA プログラムはまさにそういうことをやった訳である。子ども一人ひとりのアセスメントの結果に基づいて支援をするという取組を行った訳であるが、これが今、1つのデータ利活用の方法ではないのかということデジタル庁が考えたということである。今の我々の取組の方向性というのは、社会の行く末に整合した取組であると認識しているし、子どもたちの将来の幸福につながっていると思うので、しっかり継続、発展させていかななくてはならないということを改めて感じているところである。

文化財についても、今年大河ドラマ「鎌倉殿の13人」が始まり、非常にコメディータッチで面白い展開が図られているが、鎌倉市の歴史や文化を市内外の方々に知ってもらい、また、北条氏という新しい側面から知ってもらい貴重なチャンスであると思っている。先日も北条義時の法華堂跡のARの復元が公開されたが、学芸員が腕をふるった鎌倉国宝館、鎌倉歴史文化交流館の企画展というものも、これからどんどん年間を通じて行われていくし、市民の皆様の無料化等の施策も併せて、発信のよい機会だと思っているため、当たり年にしていきたいと思っている。

オミクロン株の感染拡大が進んでいるが、そうしたことにもしっかりと対応しながら、前向きな政策を進めていくということを忘れずに、今年一年頑張っていきたいと思っているので、教育委員の皆様におかれても、様々な指導、協力をお願いしたいと思っている。

(2) 部長報告

(特になし)

(3) 課長等報告

ア 鎌倉版コミュニティ・スクール設置要綱について

岩岡教育長

報告事項のア「鎌倉版コミュニティ・スクール設置要綱について」報告を願いたい。

教育指導課長

日程の1、報告事項ア「鎌倉版コミュニティ・スクール設置要綱について」説明する。議案集1ページを参照願いたい。本市では令和4年度（2022年度）に第二中学校区、手広中学校区をモデル校として、中学校区に鎌倉版コミュニティ・スクールの設置を予定している。鎌倉版コミュニティ・スクールとは、社会に開かれた教育課程の実現を目指し、学校、保護者、地域が育てたい子ども像を共有することで、当事者意識を持って学校運営に参画し、子どもたちが安心して学び合える、わくわくする学校作りを目指すために協議を行う仕組みとなっている。この鎌倉版コミュニティ・スクールの協議会では、対象学校の基本方針を協議すること、児童生徒、保護者及び教職員を対象に行う学校生活アンケートや教員による教育課程編成のアンケート評価等をもとに、学校関係者評価等を行っていく。こちらの設置要綱にある協議会の委員についてだが、保護者及び地域住民、その他教育委員会が適当と認める者のうちから、校長の推薦により委員候補者を選定し、教育委員会が適当と認められるものを委員として委嘱するということになる。また、設置にあわせて今後、地域学校協働活動においては、地域コーディネーターを主とする地域の力を借りた学校教育活動を展開するための仕組みづくりを、生涯学習課と連携して行ってきたいと思っている。

（質問・意見）

岩岡教育長

1点だけ補足したいと思うが、これまで教育委員会でも何度かコミュニティ・スクールに関しての議題が上がったことがあり、今回その設置要綱の案ということで示したものであるが、一番ポイントとなるのは何かというと、これまで学校評議員という仕組みがあり、地域の皆様や保護者の方の代表等に入ってもらってきた。これは法律上の機能としては、学校運営に関して意見を述べる立場として、校長が地域の方の意見を聞く機関として置かれているものである。いってみればご意見番という立場である。学校運営に参画している訳であるが、現在このように学校や子どもたちの抱える問題が複雑化、多様化している段階においては、学校だけで解決にあたるのが難しい課題が非常に多く含まれている。地域の皆様や保護者の皆様、専門家、学識経験者の皆様が解決の主体として、チームとなって取り組んでいく環境づくりが大事であるという観点から、今回この設置要綱の第3条に協議会の機能を書いているが、運営の基本方針について協議をするだけでなく、当該運営への必要な支援について協議をすることが明確化されている。こうした方がよいと意見を述べるだけでなく、どのように運営の改善の支援をしていくのかについても一緒に協議をしていく場になってくる。第3条第4項を見てももらえればと思うが、ただその場に出てきて意見を述べて、帰って地域の人に何も言わないのであれば、地域一丸となった教育体制がコミュニティ・スクールでできていかないことになるため、このコミュニティ・スクールに参画いただいた協議会の皆様は、地域の住民の皆様、保護者の皆様、その他の関係者の理解を深めるという観点から積極的に情報発信をしてもらうということも書いている。評議員からコミュニティ・スクールに機能が変わっていくことの中核となるのは、支援の在り方も一緒に検討して動いていくチームになってもらいたいという思いであると考えている。

林委員

私も過去に市内の小学校で校長をしており、その時に地域とつながるということを第一に考えて学校経営をしていたのだが、令和4年度（2022年度）からこのように設置要綱を作ってやっていくということであるが、願うならば他の学校が「やっている」ではなく、来年度から第二中学校区と手広中学校区の各区を横目で見ながら、自分たちの学校が今何ができているのかという地域とのつながりの財産を、今から意識して貯めておく、これからどんどんこのコミュニティ・スクールが広がっていくと思うが、教育委員会の方から、取り組むのは2つの学区だが、他のところもどんなことができるのか、やってもらいたいのかを探っていくように声掛けをしてもらえればと思う。私がいた地域は、ギブアンドテイクではなくて、ギブギブであった地域の方たちに支えられて、最終的には自然と教職員も地域に何かしようといった気持ちが起きてくるので、そういった気持ちがない限りはこのコミュニティ・スクールというのは実現できないと思っているため、その部分も育てていって、いざという時にはどこも笑顔で支援ができるとういと思う。また、PTA活動を大事にしておくことが大切かと思う。少し長くなるのだが、私が現場にいた時に、PTAの活動にいろいろな形で関わっていて、校長として戻った際にその方たちが地域の重鎮になっていて、ずっとサポートをしてくれた。今ある地域の方たちもそうなのであるが、今現場でPTAで活動している方たちを大事に、一緒に学校の子どもたちを支えていくことで、10年先のコミュニティ・スクールが確実なものになっていくのではないかと思うので、ぜひそこは教育委員会でも推進していただければと思う。

教育指導課長

これを進めていくにあたって、これだけやればよいという訳ではなく、地域とつながるという視点から、地域で育てるという視点とはいったい何だろうということを学校でもしっかり考えながら、地域と一緒に考えていく空間を作っていくことがまず大事だと思っている。まずモデル校として来年度設置をするが、その後引き続き全中学校区に広げていくとしていることと、現在、検討委員会ニュースで、このように鎌倉版コミュニティ・スクールができあがってきていることは全職員に配布し話をしているところである。また、検討委員会で今年取り組んでいる部分を来年度から開設の準備委員会で当事者意識を持って各学校でも考えてもらうことが大事になってくるかと思うので、ただ制度を作るということだけではなく、学校にとって、当然子どもにとってもよい仕組みになっていくようにしたいと思う。

下平委員

第4条に学校生活アンケートと教育課程編成アンケートが出ているのだが、これはすでにどこでもやっているアンケートなのかということと、これに基づいて評価をするということになると、やはり協議会の委員が重責だと思うのだが、秘密保持も大事であるし、どのような形の評価なのか、今後の協議次第だと思うが、どのように考えているのか伺いたい。

教育指導課長

こちらに書かれている学校生活アンケートは、今でも子どもたちにはほぼ毎学期のように行っていて、

日頃の困りごとであるとか、時には友人とのトラブル、いじめなど、いろいろな部分についてこういったアンケート等を行っている。それを教職員だけで解決していくということだけではないこと、また、教育課程についても授業を行っていく上で教職員が企てて初めて授業づくりが行われるが、それだけではなく、これから社会に出ていくためにどのような教育課程づくりが必要なのかを意見交換しながら協議をしていく。そういったことが必要だと思っている。学校によって違うところはあるが、今でも学校評価という形でアンケートを、PTA や学校によっては保護者全体で取るような場合もあるが、そういったアンケートは十分活用し、意見をもらいながら協議していく。こういった部分については必ず協議会の中では取り組んでいきたいと考えている。

下平委員

例えばいじめのような案件が起こり、委員がそれに何とか取り組みたい、解決したいと思った時に、受け皿というのか、いじめてしまう子どもに対するケアや面接といったことが今すごく重要だと言われていく。そういった体制のようなものが教育委員会の中にしっかりないと、委員が何とかしたいと思っても、徒労に終わる、結局把握しただけで終わってしまうということでは非常に残念だと思うので、教育委員会も一丸となってそういうことに対する問題解決につながるようなことも一緒に考えていかなければいけないと思っているのでよろしくお願いいたします。

朝比奈委員

昔ながらの学校評議員の地域の重鎮の方がにらみをきかせているというのも大事な在り方だったと思うのだが、時代の流れでそういった方々も世代交代の時期にかかる頃だと思う。昔ながらのそういったことも大切だが積極的に教育に関わりたい若手のお父さん、お母さん、地域の方々が、どうしたら自分の意見がきちんと吸い上げられるだろうかという意味で、こういった仕組みはとても有用だとは思う。その反面、昔ながらの方々とのかかわりを尊重しながら上手く運営していくとよいのではないかと考えている。何事も片仮名だと受け入れがたい世代の方々もいると思うので、鎌倉版コミュニティ・スクールが正式名称になるのか、なじむような表現の方がよいのではということも今後出てくるのではと心配もしているが、ぜひ円満に進むようお願いしたい。

教育指導課長

学校評議員にはこれまで学校のためにいろいろと意見をもらいながらやってきたところであり、学校評議員制度から鎌倉版コミュニティ・スクールに変わる部分については、以前にも少し話をしたが、十分に気をつかいながら今後も助力をもらいたいという意味合いも込めて、2月中旬頃には鎌倉市全体の学校の評議員に集まってもらい説明会を開く予定である。ただ現状からいろいろな対策会議があるため、そのあたりを睨んで予定をしっかりと組みたいと思っている。

また、先ほどの名前の件だが、国では学校運営協議会制度という漢字の名前であり、確かにコミュニティ・スクールが定着するかというのは何とも言えないが、こういうものなのだという一番の看板になるので、この正式名称として考えていきたいと思う。中身についてはもっとこういったことをやっていくというのは丁寧に説明していくことが大事だと思っている。

岩岡教育長

学校評議員の方からは、これまで自分たちが一生懸命にやってきたにも関わらず、それを否定されているような気持ちになる方もいるかと思うが、決してそうではなく、学校評議員の皆様が一所懸命取り組んでこられたということはそれだけ地域と学校の関係が深くなってきたということだと思うので、その上に初めて立脚する仕組みだと思ふ。これまでの努力の上に積み上がるものだということをしかりと評議員の皆様にも説明していければよいと思っている。

下平委員

朝比奈委員も言ったが、副題のような感じで「鎌倉学校応援隊」といった親しみやすいものがあるだけでも確かにニュアンスが伝わりやすい感じがする。

(報告事項アは了承された)

ウ 鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館における鎌倉の歴史・文化の価値や魅力の積極的発信に係る取組について

岩岡教育長

次に報告事項ウに入る。報告事項ウ「鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館における鎌倉の歴史・文化の価値や魅力の積極的発信に係る取組について」報告をお願いします。

教育文化財部次長兼生涯学習課担当課長

報告事項ウだが、冒頭教育長から話があったとおり、これから来年にかけての文化財の積極的な取組についての報告になる。報告事項ウ「鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館における鎌倉の歴史・文化の価値や魅力の積極的発信に係る取組について」説明する。議案集は7ページから21ページを参照願いたい。この取組の内容として、大きくは1の北条氏展の開催等と、2の鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館の観覧料の軽減措置の2つからなる。まず1の北条氏展の開催についてである。この取組は令和4年(2022年)1月から放送されている大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の放送を契機に、鎌倉を訪れる多くの方々に、本市の貴重な歴史的遺産や文化財をより身近に感じてもらい、本市の歴史や文化をより深く理解し、愛着を深めてもらうことを目指している。具体的には議案集8ページの「大河ドラマ『鎌倉殿の13人』にあわせた博物館等のスケジュール」に示すとおり、鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館において、大河ドラマの主人公である北条義時を中心とする特別展示や講座を両館の連携で開催する。また、これにあわせて北条義時ゆかりの史跡地の整備など、公開活用の推進も図っていく。

次に2の鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館の観覧料の軽減措置についてである。この取組は本市の貴重な歴史的遺産や文化財をより身近に感じてもらい、本市の歴史や文化をより深く理解し、愛着を深めてもらうことを目指すとともに、観覧しやすい仕組みや機会を作り出し、博物館施設の活性化や鎌倉市全体のまちづくりへ寄与することを目的としている。その具体的な取組の内容として、議案集9ページの「鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館の観覧料にかかる軽減措置について」に示すとおり、観覧料の

軽減措置を講じようとするもので、第1に市民（在住者）にかかる無料化を令和4年（2022年）4月1日から実施をする。第2に市民（在学者）等にかかる全額免除、すなわち無料化であるが、同じく令和4年（2022年）4月1日から実施する。第3に「鎌倉殿の13人」大河ドラマ館利用者にかかる全額免除（無料化）を令和4年（2022年）3月1日から令和5年（2023年）3月31日までの間に実施する。これは大河ドラマ館の利用1回につき、鎌倉国宝館、鎌倉歴史文化交流館ともに各館1回限りという形で実施する。

（質問・意見）

下平委員

9ページについて、各館1回限りというのが分からないのだが、どういう意味なのか説明をお願いします。

教育文化財部次長兼生涯学習課担当課長

大河ドラマ館利用1回につき各館1回限りというのは大河ドラマ館を1回利用した場合、鎌倉国宝館の観覧を1回でき、鎌倉歴史文化交流館の観覧も1回できる形を取らせていただくために、大河ドラマ館のリーフレット等のチラシを配布する予定となっている。このチラシをキーに鎌倉国宝館または鎌倉歴史文化交流館を観覧してもらう形を取るために各館1回限りとなっている。

下平委員

この前も話があったが、そうすると大河ドラマ館を観覧した人は、チラシを提示すれば各館1回ずつは入れることと市民が無料というのは全くの別ということか。市民は1回のみ行ける訳ではなくて、無料化ということでよいか。伊豆の国市もこれはオープンしているようで、結構好評で話題になっているようで、鎌倉も期待できると思うので、十分準備をして受け入れ体制を整えてもらいたいと思うのでよろしく願います。

岩岡教育長

今日 JR のチラシを読んだが、伊豆の国市でも大河ドラマ館の利用者に対して各種の施設等の観覧料の軽減措置をやっているようなので、これを契機に大河ドラマ館に非常に多くの方が来場する予定なので、鎌倉国宝館、鎌倉歴史文化交流館もたくさんの人に訪れてもらえたら今後のリピーター獲得にも非常に効果的ではないかと思っている。

下平委員

提案なのだが、例えば団体でここに遊びに来るとというのが決まっている人には鎌倉歴史文化交流館も鎌倉国宝館も一緒に回ってもらうよう事前に団体登録ができ、予約ができるということはないか。そうすると結構広がるのではないだろうかと思うがどうか。

教育文化財部次長兼生涯学習課担当課長

団体登録のようなものはないのだが、大河ドラマ館の方でチラシ等で周知するほかに、鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館についてもそういった周知はしていくので、市を上げて全体の事業として回ってもらうような形を検討していきたいと思う。

下平委員

これをきっかけに団体の問い合わせが結構あると思うので、問合せがあったときに大河ドラマ館だけではなく、鎌倉には他にこんな施設があるといった案内も一緒にしてもらおうと、企画する側として、大河ドラマ館だけではなく、せっかくだからその近くにある所と一緒に回りましょうといった計画ができるので、そういう問合せがあった時に対応を考えておいた方がよいと感じる。

教育文化財部次長兼生涯学習課担当課長

先だって推進協議会の方と話した時に、大河ドラマ館は舞台背景や舞台の設定といったところを鑑賞できる施設であると同時に、鎌倉市の文化についても広めていきたいという意向は持っているということなので、大河ドラマのあとも更に連携を取り、そのあたりは周知を図っていきたいと思っている。

岩岡教育長

チラシや広報媒体は鎌倉市推進協議会や大河ドラマ館の方でも作ると思うのだが、そこに鎌倉国宝館、鎌倉歴史文化交流館も無料と書いてもらうだけで違ってくると思うので、そこは積極的に取り組んでいければよいと思っている。

朝比奈委員

条例改正によって市内在住者観覧料無料になるということは、市内の小・中・高校などの学校の方をみると無料と判断がつくのだが、個人で来た人にそれを判断するというのは実務上大変ではないかと思う。これから話題になってたくさん人が来た時に現場は大丈夫なのかとそのあたりが心配だがいかがか。

教育文化財部次長兼生涯学習課担当課長

入館時の確認方法については、現在鎌倉市では総合管理業務委託をしており、パートナーの企業等を入れて運営管理を行っている訳だが、その中ですでにパートナー企業と綿密に詰めている段階である。証明の確認の方向等、そういうフローはきちんと行っており、確認が気持ちよくできて、来館者についても、不便がないようしっかり取り組んでいきたいと思っている。

岩岡教育長

基本的には免許証等で確認をしていくという認識でよいか。

教育文化財部次長兼生涯学習課担当課長

免許証、またはマイナンバーカードといった物を持ってきてもらうことを想定しているが、持っていない方などイレギュラーなケースも含めて検討している。学生については学生証等を持っていたりということもあるので、なるべく簡易な方法で確認できるよう検討していきたいと思っている。

林委員

拝観料とは関係ないのだが、この前インターネットを見ていたら、北条政子の墓や梶原景時の墓をお散歩コースのように巡るという記事が出ていた。梶原景時の墓は深沢小学校敷地内にあるが、御霊神社は外にある。そこに梶原景時のQRコードがあるのはよいのだが、そうすると墓はどこにあるのかというと、敷地内にあるので入れない。校長先生の判断だと思うのだが、梶原景時の墓を観覧する方は名前を書いてどうぞとなっていて、これが盛り上がってきたらどうなってしまうのかと少し思ったのだが、そういった場所に拝観料関係なく多くの大事な史跡があるのだが、そのあたりが上手に案内できるとよいと感じた。

教育文化財部次長兼生涯学習課担当課長

そちらは大河ドラマが始まる以前から各部署にも課題としているところで、今回大河ドラマを契機により多くの人々が来ることが想定できる。現在鎌倉市観光協会が中心に大河ドラマ館で北条義時ゆかりの地ということでホームページ等にアップしたり、マップを作成して周知に努めたりしている状況である。実際に現場に行つての観覧は地元の方とトラブルがないよう、より観覧しやすい環境にできるように今後も観光課含めて大河ドラマ担当と協議していきたいと考えている。

(報告事項ウは了承された)

エ 行事予定

(令和4年(2022年)1月19日～令和4年(2022年)2月28日)

岩岡教育長

次に報告事項エ「行事予定」について記載の行事予定で特に伝えたいこと等があったらお願いします。

教育文化財部次長兼生涯学習課担当課長

鎌倉国宝館、鎌倉歴史文化交流館ともにこれまでどおり特別展、企画展を開いていく。鎌倉国宝館では1月19日からの予定として、北斎と浮世絵の美という展示をする。その後2月19日から3月27日においては特別展ひな人形の開催をする。また鎌倉歴史文化交流館については1月9日から3月26日まで北条氏展第一弾として伊豆から鎌倉へ北条氏の軌跡を辿るということで行っている。また特筆すべき案件については、2月5日に生涯学習課と大河ドラマ推進協議会と共同でシンポジウム「北条義時とその時代伊豆から鎌倉へ」というタイトルで鎌倉芸術館でシンポジウムを開く。こちらについては伊豆の国市の学芸員、また鎌倉歴史文化交流館の学芸員が北条義時についてシンポジウムを開く予定でいる。参加人数は現在すでに締め切っているが、75名を予定している。気にかかるのは新型コロナウイルス感染症の状況だが、現在のところはまだ中止の報告は受けていないので、できたら開催したいと考えている。

(質問・意見)

下平委員

現在こういった状況でおそらくまん延防止等重点措置が近々発令されて、それぞれの市町村にある程度判断を任されることになるかもしれないが、ここにある行事予定は2月20日ぐらいまでであり、そうなった時には中止と言っていたが、その都度判断して参加者に連絡するというのを今までもこれからも行っていくということなのか。

教育文化財部長

鎌倉市の場合は、新型コロナウイルス対策本部会議を設置しており、その中で鎌倉市の基本的な方針を定めて、全庁的に同様の取扱いをしている。これからまん延防止の重点措置が適用されると、神奈川県知事から要請が具体的に出てくるので、それに基づいて鎌倉市で検討していくことになる。急に中止ということはこれまで行っていない。例えば半分の人数で大声を出さないなどの感染防止対策を徹底していく中で開催をするという取扱いをしてきているので、そういった形も含め、今後新型コロナウイルス対策本部会議の中で方針等を決めて、教育委員会として適切な対応をしていきたいと考えている。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

2 議案第 23 号 鎌倉市学校整備計画検討協議会条例の制定の申し出について

岩岡教育長

次に日程2、議案第23号に入る。「鎌倉市学校整備計画検討協議会条例の制定の申し出について」を議題とする。議題の説明を願いたい。

学校施設課長

議案第23号「鎌倉市学校整備計画検討協議会条例の制定の申し出について」提案の理由を説明する。令和2年度(2020年度)から令和7年度(2025年度)を計画期間とする第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画実施計画では、令和5年度(2023年度)に改築や長寿命化改修の方向性等を示す「学校整備計画」の策定を位置付けており、その策定に向けては、市民、学識経験者、学校長等による「鎌倉市学校整備計画検討協議会」を設置し、幅広く議論をしていただくことを予定している。本条例は、当該協議会の運営等に関する必要な事項を定めるもので、その制定について市長に申し出るものである。議案集の26ページから27ページを参照願いたい。条例の内容としては、第1条に、市立小中学校の計画的整備の実現のため、鎌倉市学校整備計画の策定に関し必要な事項を調査審議する鎌倉市学校整備計画検討協議会を設置する旨を規定する。第2条に、協議会は委員9名以内をもって組織し、鎌倉市内に居住する未就学児の保護者、市立小学校又は市立中学校の児童生徒の保護者、学識経験を有する者又は知識経験を有する者、市立小学校の校長が組織する団体が推薦する者及び市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者、公共的団体の代表者のうちから教育委員会が委嘱する旨を規定する。第3条に任期、第4条に臨時委員、第5条に秘密保持の義務、第6条に委任について規定する。また、付則において施行期日を令和4年(2022

年) 4月1日とすること及び協議会の所掌事項の処理が終了した日に、その効力を失うことを規定する。

(質問・意見)

岩岡教育長

ただいま学校施設課長から説明のあったとおりだが、教育委員の皆様も学校の老朽化が非常に進んでいる状況をよく知っていると思う。これらをどのように計画的に整備していくのかということについて議論する上で、35人学級であるとか、GIGAスクール後の学校設備の在り方とか、学校に求められる機能自体も変わってきている状況もある中で、しっかりと外部の方々を入れながら合意形成を図っていかなければ計画を作れないということで、今回この検討協議会の条例というものを提案することとなっている。

また、協議会委員のところであるが、1項から5項まで紹介したが、未就学児の保護者というのは非常に重要だと思っており、学校を整備するといった時に、半年で学校が建つ訳ではなく、数年かけて作っていく訳であるが、その直接の受益者になるのは将来の保護者なのである。なので、そういった方々の意見をしっかり聞いていくことが非常に重要だという考えから、一番最初に未就学児の保護者を入れている。

今は協議会の設置に係る条例ということで、なかなかイメージが湧きにくいかもしれないが、この協議会で今後どういう項目を議論していくのかということについては、例えば鎌倉市における今の人口の状況とか、学級数の状況がどうなっているのか、鎌倉市の学校はどのような教育を実現しようとしているのか、そこに求められる学校の機能というのはどういうものなのだろうか、また、学校だけでなく、様々な公共施設との機能について、どのように相乗効果を図ることができるのだろうか等そういったことを、将来の保護者、今の保護者、学識経験を有する方、校長先生、公共的団体の代表者に意見をもらいながら定めていく。その方向性に基づいて、どの学校の長寿命化をしていこうか等、どの学校は改修をしていこうかなどといったことを決めていく土台になっていくと考えている。

下平委員

世の中にはいろいろな協議会が立ち上がっていると思うが、協議会の委員になればそれなりに責任もあり、いろいろ考えて発言をするのだが、これをイメージした時に、やりたいことはいっぱいあってもお金がないからできないと停滞しそうな感じがして、委員になって意見は言うが、それだけで終わってしまったり徒労に終わってしまったりすると互いに虚しい感じがするため、そのあたりはこれから何をするかなのだけれど、意味のある活動につながるよう、ここで協議されたことがどうなっていくのかということも見越した上での協議会として、いい機能が果たせるように考えてもらいたいと思う。

岩岡教育長

財政の担当は市長部局であるので、よく連携をしながら、委員の皆様には役割を果たしていただけるように努力をしていきたいと思う。

林委員

下平委員と同じ意見なのであるが、お願いする方々にゴールというか、決まったことがどうなるのかとか、決まる前の意見集約なのかといったところも明確にした上で依頼した方が、特に未就学児の父親でも母親でもよいのだが、こんなに言ったのにいざ自分の子どもが入る時に、結局は何がどう生かされたのかということがあるのはよくないと思うので、この協議会の設置としては、こういうことをお願いしたいといったところを明確にした方がよいと思う。

学校施設課長

協議会設置の際にこういったことを依頼したいということを確認して説明していきたいと思う。

(採決の結果、議案第 23 号は原案どおり可決された)

3 議案第 24 号 市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について

岩岡教育長

次に日程 3、議案第 24 号に入る。「市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について」を議題とする。議案の説明を願いたい。

教育文化財部次長兼生涯学習課担当課長

日程 3、議案第 24 号「市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について」提案の理由を説明する。議案集 28 ページから 31 ページを参照願いたい。本件は令和 3 年(2021 年)4 月 10 日及び 9 月 10 日、鎌倉市梶原 4 丁目 1570 番外で発生した市有地「野村総合研究所跡地」からの倒木により、近隣フェンス等を破損した事故について、相手方に損害賠償をするものである。相手方は議案集に記載のとおり。倒木処理やフェンスの修理費用として、賠償金 198 万 4,290 円の支払い義務があることを認め、損害賠償の額の決定について提案するものである。なお、損害賠償金を支出するには、地方自治法第 96 条第 2 項第 13 号の規定により、市議会の議決が必要となることから、本議案を承認いただいた後、市長に対し、鎌倉市議会 2 月定例会に本件損害賠償にかかる議案の提出について、申入れを行う予定となっている。

(質問・意見)

岩岡教育長

残念なこととしか言いようがないが、特に文化財関連も山地があるので、計画的に危険木の処理等ができるよう予算編成等を頑張っていければと思っている。

(採決の結果、議案第 24 号は原案どおり可決された)

4 議案第 25 号 歴史的風致形式建造物指定の意見について

岩岡教育長

次に日程 4、議案第 25 号に入る。「歴史的風致形成建造物指定の意見について」を議題とする。議案の説明を願いたい。

教育文化財部次長兼生涯学習課担当課長

日程 4 議案第 25 号「歴史的風致形成建造物指定の意見について」説明する。議案集は 32 ページから 38 ページを参照願いたい。本件については地域における歴史的風致の意義及び向上に関する法律、通称「歴史まちづくり法」の規定に基づき、旧鎌倉市長谷子ども会館である旧諸戸邸を「歴史的風致形成建造物」に指定することについて、議案集 33 ページのとおり鎌倉市長から意見を求められたことから、意見書を提出しようとするものである。鎌倉市歴史的風致維持向上計画では、歴史的価値の高い建造物を「歴史的風致形成建造物」に指定し、その保存活用を図るために、外観の修繕や内装の修理を含めた整備を実施していくことを、計画に記載された事業の 1 つになっている。計画の中では歴史的価値の高い建造物として、旧諸戸邸である長谷子ども会館を含め、公共施設の建造物 9 件を歴史的風致形成建造物の指定候補にしている。現在、旧前田家別邸である鎌倉文学館、御成小学校旧講堂、鎌倉国宝館、旧華頂宮邸の 4 つの指定が完了しているところである。建造物の指定にあたっては、景観法に基づく景観重要建造物、鎌倉市都市景観条例に基づく景観重要建築物等ならびに文化財保護法、県・市文財保護条例に基づく文化財等に指定あるいは登録されているものを対象に、当該建造物の整備等の事業計画を踏まえて総合的に判断し、計画期間である平成 28 年度（2016 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 10 年間で、指定候補の物件を順次指定していく方針となっている。今回指定をしようとする旧諸戸邸は、鎌倉市長谷子ども会館洋館、鎌倉市長谷子ども会館蔵として、国の登録有形文化財としてすでに登録されており、神奈川県内に遺された数少ない明治期の洋風建築として貴重な建造物である。このことから鎌倉歴史的風致維持向上のため、保全の措置を講ずる必要のある歴史的風致形成建造物に指定したい旨、この度鎌倉市長から教育委員会に意見を求められているというものである。また歴史まちづくり法の規定では、教育委員会は意見を求められた場合、文化財保護法に規定する有形文化財等に該当すると認められた時は、その旨を市長に通知することとされている。よって議案集 34 ページのとおり、指定については異存のないこと、あわせて文化財保護法に規定する登録有形文化財であることを鎌倉市長宛てに意見提出しようとするものである。

(質問・意見)

特になし。

(採決の結果、議案第 25 号は原案どおり可決された)

1 報告事項

(3) 課長等報告

イ 鎌倉市生涯学習センターの管理運営の見直しの取組状況及び今後の対応方針について

5 議案第 26 号 鎌倉市生涯学習センター指定管理者選定委員会規則の制定について

岩岡教育長

次に日程 1 報告事項イ、及び日程 5 議案第 26 号「鎌倉市生涯学習センター指定管理者選定委員会の規則の制定について」、あわせて報告の説明を願いたい。

教育文化財部次長兼生涯学習課担当課長

日程 1、報告事項イ「鎌倉市生涯学習センターの管理運営の見直しの取組状況及び今後の対応方針について」及び日程 5、議案第 26 号「鎌倉市生涯学習センター指定管理者選定委員会の規則の制定について」説明する。議案集は 5 ページから 6 ページを参照願いたい。「鎌倉市生涯学習センターの管理運営の見直しに係る取組状況及び今後の対応方針について」最初に説明をさせていただく。まず取組状況についてだが、令和 3 年（2021 年）12 月の教育委員会定例会において、利用者等を対象とした説明会を 12 月 1 日及び 3 日に開催し、参加者から「市がこのまま直営で管理運営に取り組むべきである。」「スケジュールが拙速であり、なぜ急ぐ必要があるのか。」「再度アンケートを実施して欲しい。」などの意見等を受けるとともに、利用区分について、「現行の予約システムでは連続して集会室を確保できない現状を考えれば、2 時間単位だけでは活動が担保されない。」などの意見等があったことなど、概要を報告した。

次に市議会の改正条例の審議にあたっては、教育福祉常任委員会において「指定管理者制度を導入する経緯や目的、社会教育については市が責任を持って推進すべきではないか。」などの各委員から出された意見についても報告をしたところである。また今後の取組として、再度改正内容について説明を行うとともに、指定管理者の選定に向けた仕様書等の作成に向け、できる限り利用者の意見等を聴取するため、利用者等を対象にアンケートを行い、仕様書等に反映していくなど取り組んで行くとともに、12 月の説明会において意見として出された、利用団体の活動時間等を確保するために連続して予約が確保できるよう、制度設計の検討を行い、予約システムを改修する中で対応できるものについては対応していきたい旨の考えを示させていただくなど、今後の対応についてもあわせて報告をしたところである。本日は令和 3 年（2021 年）12 月の教育委員会定例会後の経過を踏まえ説明する。

まず生涯学習センターの管理運営の見直しに係る鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例については、12 月 17 日に開催された市議会 12 月定例会本会議において、原案のとおり可決をいただいた。市議会の議決を受け、12 月に開催した説明会や本教育委員会、並びに市議会 12 月定例会での意見等を踏まえ、早速、利用団体の活動時間等を確保するため、連続予約の制度設計に係る検討を行うとともに、予約システムの改修等に向けた事務手続き等も進めているところである。また、アンケートの実施と説明会については、本日配付したお手元の資料のとおり、生涯学習センター登録団体宛てにアンケートの依頼と説明会開催について令和 4 年（2022 年）1 月 6 日付けで送付した。アンケート 1 ページから 2 ページを参照願いたい。説明会で受けた意見等踏まえ、できる限り活動時間を確保するための工夫として、問 1 - 4 及び問 1 - 6 として入替え時間を活用した活動準備、後片付けの提案を、また、利用者区分

等の関する意見等を自由記述で回答できるものとし、3ページの項目2では、指定管理者に期待する要件として、職員配置や講座等への要望等を。4ページの項目3指定管理者の仕様書に明記する業務とその内容について、それぞれ自由記述で意見等を受けるとともに、5ページでは施設、備品についての設問と、その他として、生涯学習センターへの全般に係る要望等について意見を受けるとした。生涯学習センターがより使いやすい施設になること、また、本市の社会教育事業の充実に向け意見、要望を把握するとともに今後指定管理者の選定に向けた仕様書にできる限り利用者の意見等を反映させるため、アンケートの回答はQRコードを活用した回答と紙での回答、いずれの方法も可能とし、できる限り多くの登録団体からの回答を受け取れるよう対応に努めている。なお、1月18日現在、395件の回答がきているが、回答期限前であるので、現時点での集計概要について後ほど報告する。

次に説明会だが、1月15日土曜日に開催し、6ページの資料「鎌倉市生涯学習センター条例の改正を踏まえた今後の管理・運営について」を基に説明した。今回の改正は「1 開園時間と利用区分等の変更」と「2 指定管理者制度の導入について」であることを示すとともに、利用区分については、連続して予約ができること、また、鎌倉生涯学習センターにおいて一番多く予約申込みがされる第5集会室における令和4年(2022年)4月の利用申込みから、現行の午前、午後に予約できるコマ数と予約申込み件数の割合をしめしながら、今回の改正により、その割合の緩和が見込まれることなどを示している。また、指定管理者制度の導入によるメリットを質的、量的な面から整理してまとめ、先の教育委員会で各委員から受けた意見、助言を参考にしながら、できる限り分かりやすくなるよう作成に努めた。説明会は午後2時30分からと午後6時30分から2回開催したが、午後2時30分の説明会には206人、午後6時30分からの説明会には47人の参加があった。説明会ではあらためて「予約が取りにくい」、「新規利用者が利用しにくい」、「2時間以内での活動が約半数のアンケート結果である」ことなどを踏まえ、できる限り多くの市民に利用してもらえる施設となるよう利用区分を2時間単位としつつも、現在利用している団体の活動時間を確保できるよう2つの利用区分を連続して取れるとし、入替え時間も含めると現行より長い4時間30分の活動時間となることを説明した。参加者からは「利用時間が2時間になることに反対」、「連続して利用できたとしても、昼食時間を挟むなど生活スタイルに合わない」といった意見を多く受けたが、「2時間枠で構わないが、アンケート調査に記載されているよう入替え時間を利用できるようにしてもらいたい」、「2コマ連続利用の申込みができ公平な抽選となるようにしてもらいたい」、「他市でも2時間単位となっており、支障なく利用できている」といった意見や、「県の施設と同じ様に1時間単位にすること」といった提案も受けた。また、指定管理者に移行することについては、「従来のサービスや優先利用が受けられなくなるのではないか」、「民間事業者は利益を求めることから職員の雇用条件が悪化することになるのではないか」といった意見のほか、「指定管理者による運営は問題ない」といった意見も受けた。なお利用団体が疑問、不安等に思っている具体的な利用区分や運用方法、ホールをとったら楽屋、控室等がとれるか、ギャラリーの取扱いの変更の有無、市主催・共催事業の扱いの質疑については現時点での取扱いの考え方、具体的にはほぼ現行のままで変更を行わない方針を説明した。

次に現時点でのアンケートについて報告する。回答期限は令和4年(2022年)1月20日としているが、概要については本日机上に配付している資料のとおりである。令和3年(2021年)12月27日時点で、登録している団体の代表者3,612件に対し、令和4年(2022年)1月6日にアンケートを送付した。1月18日時点において宛先不明の返送100件、団体取引との連続が31件であったので、3,481件が対象になる。アンケートの集計は単純集計のみとし、自由記述、クロス集計を要する設問に対しては除外してい

る。アンケート問1-3、「集会室等の利用時間について」は、午前・午後の利用が全体の8割以上となっている。問1-4、「集会室等の利用区分改正後に必要となる枠数について」は、1枠が47%、2枠が53%とそれぞれ5割前後の回答で利用団体のうち5割程度は利用区分で活動が確保できると言っている。さらに今回枠数を増やすことで利用しやすくなることが想定できる。鎌倉生涯学習センターホールについては、問1-6の自由記述について、詳細についてはこれからの集計になるが、「集会室同様にホールについても前後の入替え時間の15分を活用し、活動準備、後片づけに活用することを検討している」との設問に対し、賛成が29件、反対が19件、意見・要望が29件、無記入の方が318件となっている。今回提案している入替え時間活用の提案に対し、特段の意見がない団体が318団体あったので、意見がない理由はわからないが、提案した内容に対して理解をいただいているのではないのかと考えているところである。問1-7の自由記述では賛成が7件、反対が43件、意見・要望が50件、無記入295件となっている。この設問についても、問1-6と同様に無記入の件数が多い状況となっている。今後はアンケートや説明会などで受けた意見等を指定管理者選定に係る仕様書にできる限り反映させるように努めながら、よりよい事業者の選定が指定管理者選定委員会において議論できるよう取り組んでまいる。なお、ただいま説明した指定管理者選定委員会については、本日議案第26号として「鎌倉市生涯学習センター指定管理者選定委員会規則の制定について」で提案している。

引き続き議案集39ページから41ページを参照願いたい。議案第26号「鎌倉市生涯学習センター指定管理者選定委員会規則の制定について」の提案理由を説明する。令和3年(2021年)12月市議会定例会において、鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例が議決され、鎌倉市生涯学習センター指定管理者選定委員会に係る規定は、12月24日に公布した。このため、鎌倉市生涯学習センター指定管理者選定規則を制定しようとするものである。

それでは規則(案)について説明する。第1条では趣旨を、第2条では組織について規定し、社会教育や生涯学習センターの管理運営について、知識・知見を有する者を委員とするため、(1)学識経験を有する者又は知識経験を有する者、(2)文化芸術に関し知見を有する者、(3)財務関係等に知識経験を有する者、(4)行政運営等に関し知見を有する者を委員として委嘱する。第3条は任期について、第4条は委員長等について、第5条は秘密保持の義務等について、第6条は会議について、第7条は会議の公開について、第8条は意見の聴取について、第9条は庶務について定め、第10条ではこの規則に定める者のほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める旨を規定する。なお、この規則の施行期日は公布の日からとする。

(質問・意見)

岩岡教育長

長い説明になってしまったが、この点について私から補足をするならば、利用区分の見直しに関して、これまで3時間の枠と4時間の枠があったが、ここについて2時間の枠を作るということで提案していて、議会では条例が可決されているのだが、この背後にあるのは、予約が取りにくいという市民の声があると思っている。今回のデータでもあるように、58コマしかないにも関わらず、77コマの申込みがあるということで、なかなか予約が取りにくい状況の中で、それをどうするのかを考えた時に、市民のアンケートをとると4時間の利用枠に対して2時間以内で利用が終わるという方が半分近くいる状況で、無

駄な時間が生じていると考えている。それで2時間枠にする訳であるが、そうすると一方で、逆に4時間使う団体からは短いというニーズも出てくるので、その2つの価値の相克であるが、ジレンマを解決する方法として、2コマ連続の予約を可能にするということとあわせて、今回の2時間枠の運用をしていくことで、両方のニーズに対して応えていけるのではないかとすることを提案しているものだと思っている。また、これまで示してきたが、指定管理者制度が導入されることのメリットとに対して、なかなか市民の理解が得られていない面があったと考えているため、今回のメリットが生み出される根拠となる背景、職員体制、維持管理業務の効率化の部分、また他市での施設運営のノウハウが集積されるといった指定管理による運営体制の充実というところの内容を示して、市民の皆様の説明をしたということである。当然現利用団体の皆様からは、今自分が利用している時間との都合が合わないといった意見も受けたが、全体のニーズを踏まえた時に、これしかない利用区分になっているのではないのかと考えている。委員の皆様からは前回の教育委員会で実際の自分の利用時間に照らして自分が使うとしたらどのようなのかというイメージが湧く資料を出して市民の皆様説明するよという意見を受けたので、こういう利用区分の図を見せながら、市民の皆様にも考えてもらう機会を提供したということである。

下平委員

12月に私たちもいろいろなことを申し上げた訳であるが、それに応えたアンケートと資料と説明をしっかりと行ってもらって、市民の方々も安心したのではないのかと思う。今までずっと使ってきたから、何かが変わるとい時は不安もたくさんあると思う。私たち委員もいろいろと意見交換をしたが、市民の方々のニーズに応えるべく、いろいろ配慮も加えて対応している。指定管理はこれから入る訳で、実際の運用になった時にどうなるかなどいろいろな問題が起こってくると思うが、その都度柔軟に対応してもらえると考えるとよいのか。

教育文化財部次長兼生涯学習課担当課長

今回アンケートでも指定管理者と利用者との懇談会についての設問を設けたところ、多くの利用者が「実際に意見交換をしたい」旨の要望を受けており、当然指定管理者については市としてもアンケート等で利用実態等も掴んではいくが、そういった生の声を聞いていく中で、今後どういう運営にしていくのがよりよいのかということと一緒に考え、またそれを受けてしっかりと対応していきたいと考えている。

朝比奈委員

指定管理者制度を導入することのメリット、デメリットというのが分かりやすく出ているが、おそらく一番は市の職員だけでやっている限界というのがあり、特に人事異動等で人員が変わってしまい、せっかく慣れたところで違う所に配属されてしまうことで、知識、ノウハウの蓄積というのがしにくい。それが特に運営に響く可能性があるということも解消されると期待したいと思う。また、どこの業者に委託するのかをこれから設定する訳なのだが、決して安い値段を提案する所が一番とは限らないので、信頼できる業者をお願いできるようなことを望みたいと思う。かといって、それが決まったら業者に依存するのではなくて、市の職員も少し残ることになると思うのだが、業者と市民と話を交わして、「やってよかった、むしろよくなった。」と感じてもらいたい。また、施設が老朽化しており、私が知る限りだと

鎌倉生涯学習センターホールの楽屋は大昔のままであり、お手洗いといったものも徐々に改善できるようなことにつながるとよいと思う。鎌倉芸術館よりも鎌倉駅前の鎌倉生涯学習センターは規模が小さいので、音楽会をするにしても市民の方が使いやすいのだと思う。施設が不十分であったり、音楽会を行うのにリハーサルをする音楽室を優先的に借りられる訳ではなかったり、小さい規模だが海外のアーティストにお願いすることがあった時に、この楽屋ではということがあったため、そういったところも何か音楽に活用できるような、文化都市鎌倉として恥ずかしくないような運営ができるようにしてほしいと思う。

教育文化財部次長兼生涯学習課担当課長

確かに12月の説明会の時にも朝比奈委員が言ったように、恥ずかしくないように少し手を入れてという意見も受けたところである。今回も、お手洗いの在り方についてアンケートを取った。今回指定管理者に移行することで、ある意味コストメリットも生まれることを期待しつつ、そこは逆に施設の改修や修繕に、あるいは備品の更新に振り替えていきたいと考えており、指定管理者の選定にあたっては、安かろう悪かろうにならないよう、利用者のこういったアンケートをしっかりと選定委員会の委員の皆様にも共有してもらいながら、「本当にやってよかった」、「指定管理者になってよかった」という業者が選定できるよう事務局として努めていきたいと考えている。

林委員

アンケート等を取って、市民の皆様にご意見を聞いて進めていることがよく分かった。指定管理者制度に対して反対の人もいるし賛成の人もいる。それから今使っている時間区分について気になる方もいる。この2つを分けて考えて、施設整備の面ではプラスになる部分もあるというところを理解してもらいながら、またこれから指定管理者を選定する中で、そこも強調してもらおう。今使われているアンケートの参加人数を見ると、昼間に206人参加ということは、昼間使っている方の使用時間が非常に気になるというのもイメージできるので、その部分はこれから使ってみてどうだったという意見を取り入れながら様子を見て進めてもらいたいと思うので、選定委員会に大変期待している。

岩岡教育長

委員の皆様から寄せられているとおり、こうしたメリットが実際に生み出せるかどうかというのは、ひとえにどのような仕様を作成し、実際にどういう指定管理者に依頼をし、そのあとどのような関係を築いていくのかということが複合的に組み合わせさせて実現されていくものだと思う。社会教育は非常に重要であって、市がその業務を捨てるのかという意見を議会でも市民の皆様からも受けることがあるが、決してそうではなく、社会教育の機能をしっかり果たしていくために行うという趣旨をぶらさずに、ここで気を抜くのではなく、今日受けた意見も含めて、仕様の策定、指定管理者の公募等の手続きをしっかりと進めていくべきだと認識をしている。

下平委員

この選定委員会の規則の中に選定委員が何人以内といった記載がないのであるが、これはどのようにするのか。

教育文化財部次長兼生涯学習課担当課長

鎌倉市の公の施設の指定管理者選定委員会条例に、鎌倉市生涯学習センター指定管理者選定委員会として別表で5人以内と規定されている。規則には特段謳っていないのだが、条例で5人以内としているところである。

朝比奈委員

時間区分のことが皆様気になる訳だが、始めてみないと分からない部分がある。他の市町村で上手くいっているケースももちろんあるので、始めてみて変える必要がどうしてもあるという判断があったら、柔軟に変えていければと思う。

岩岡教育長

条例なので提案をして議会の議決を得てやっていくものだが、実際の運営の中で、1時間単位でやっている自治体等もあるし、ベストでない環境が生まれてきた場合には、提案をし、プロセスを経て市民にとってより使いやすいものにしていきたいと思う。

(報告事項イは了承された。)

(採決の結果、議案第26号は原案どおり可決された)

6 議案第27号 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例施行規則の制定について

岩岡教育長

次に日程6、議案第27号に入る「鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例施行規則の制定について」を議題とする。議案の説明を願いたい。

教育文化財部次長兼生涯学習課担当課長

日程6、議案第27号「鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例施行規則の制定について」内容を説明する。議案集42ページから44ページを参照願いたい。本施行規則の元条例である「鎌倉市にふさわしい基本計画等策定委員会条例」の制定については、教育委員会11月定例会で議決を受け、市長に制定の申し出を行い、鎌倉市議会12月定例会での議決、公布を得て制定されている。今回の議案の提案であるが、この条例の制定に伴い、組織及び運営に関して、必要な事項を定める鎌倉市にふさわしい基本計画等策定委員会条例施行規則について制定しようとするものがある。施行規則の内容となるが、第1条は規則の趣旨について定める。第2条は委員長等について定める。第3条では会議、第4条では会議の公開について、第5条では意見の聴取について、第6条で委員会の幹事について、第7条では庶務についてそれぞれ定めていく。また、第8条ではこの規則に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会で諮って定める旨を規定する。なお施行期日については、公布の日とする。

(質問・意見)

特になし。

(採決の結果、議案第 27 号は原案どおり可決された)

7 協議事項 令和 4 年度全国学力・学習状況調査への参加について

岩岡教育長

日程 7、協議事項「令和 4 年度全国学力・学習状況調査への参加について」を協議とする。協議事項の説明を願いたい。

教育指導課長

日程 7 協議事項「令和 4 年度全国学力・学習状況調査への参加について」説明する。令和 4 年(2022 年) 4 月 19 日に実施を予定している令和 4 年度全国学力・学習状況調査については、手元の資料、議案集では 45 ページ、または議案集の別紙となっている「令和 4 年度全国学力学習状況調査に関する実施要領」を参照願いたい。令和 4 年度(2022 年度)の本調査の参加については市の教育委員会として実施要領に基づき、市内公立の小学校 16 校第 6 学年児童と中学校 9 校第 3 学年生徒を対象に参加をしていきたいと考えている。教科に関する調査としては、小学校では国語、算数及び理科、中学校では国語、数学及び理科がそれぞれ実施されることとなっている。なお、調査結果の取扱いに関しては、実施要領の 5 ページ (5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項を踏まえ、調査結果については、児童生徒自身の学び直しや、教師にとっては授業改善に生かすなど、調査報告にあたっては序列化や過度な競争が生じないように、十分配慮していきたいと考えている。

(質問・意見)

下平委員

毎回依頼していることで恐縮だが、前回も詳しい調査結果と今後このように生かしていくというきちんとした報告書ができあがっているので、それが今度の調査にどのように生かされたかということも含めて、結果が反映されてくると素晴らしいと思うのでよろしく頼みたい。

岩岡教育長

全国学力・学習状況調査の指導要領の成果がどれだけ身に付いているのかという観点から、非常に重要なテストだと思っているが、令和 6 年(2024 年)からは CBT、いわゆる Computer Based Testing(コンピュータ・ベースド・テスト)ということで、端末を使って解答する方式というものが導入される方向で現在議論が進んでいるので、紙のテストもあと 2 年であるが、しっかり実施をしていければよいと思っている。

(協議事項「令和4年度全国学力・学習状況調査への参加について」は同意された)

岩岡教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって1月定例会を閉会する。